

家計急変世帯に対する給付金における非課税相当収入(所得)限度額【3級地】

【参考】

(非課税相当収入限度額)

扶養している親族の状況	3 級地
単身又は扶養親族がない場合	93.0 万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	137.8 万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	168.0 万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	209.7 万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	249.7 万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999 円

(非課税相当所得限度額)

扶養している親族の状況	3 級地
単身又は扶養親族がない場合	38.0 万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	82.8 万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	110.8 万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	138.8 万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	166.8 万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0 万円